

専門実践教育訓練明示書

別紙9
(1/4)

講座の名称	看護学科				
実施方法	① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日)		② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号	4710008	-	1510011	-	9
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数(80人)	修了者数 (83人)	
	平成20年4月1日	※再指定申請中			
訓練期間	36ヶ月		総訓練時間	3,040時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (看護師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> 専門職学位 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ()			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 保健師学校及び助産師学校の受験資格			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		本校に3年以上在籍し、卒業単位の合計が102単位以上(3,040時間以上)で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野の単位数及び時間数を修得すること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		医療施設及び保健指導等に関する業務を行う場。			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
別表①(カリキュラム)を参照					
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		無			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		本校、入学試験に合格した者。 (受験資格については、下記の要項を満たしている者。) 1.高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。 2.通常の課程による12年の学校教育を修了した者。 3.外国において学校教育法における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。 4.文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。 5.文部科学大臣の指定した者。 6.高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格試験)に合格した者。			
③その他		入学料、授業料等を納める。			

〔特記事項〕

専門実践教育訓練明示書

(2/4)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況						※令和4年度実績			
(1) 資格取得状況									
① 前年度の修了者数	83	人							
② ①に係る教育訓練の入講者数	84	人							
③ ②のうち目標資格の受験者数	80	人	受験率(①/②)	98.81%	%				
④ ③のうち合格者数	77	人	合格率(④/③)	96.25%	%				
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	77	人							
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	91.7%	%				
⑦ ②(入講数)のうち進学者数	3	人	進学率(⑦/②)	3.6%	%				
⑧ ②(入講数)のうち就職者+進学者数	80	人	就職+進学率(⑤+⑦/②)	95.2%	%				
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。									
(2) 受講修了者による講座の評価等									
① 回答者総数						34	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	2	人		②A: 就業者計 7				
	2 非正社員、派遣社員	5	人						
	3 その他の就業(自営業等)		人						
	4 非就業者	27	人				②B: 非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	2	人		③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 7				
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人						
	3 社内外の評価が高まる		人						
	4 円滑な転職に役立つ	3	人						
	5 趣味・教養に役立つ	1	人						
	6 その他の効果		人						
	7 特に効果はない		人						
④-1 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	10	人		④-1の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 27				
	2 希望の職種・業界で就職できる	13	人						
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	1	人						
	4 趣味・教養に役立つ	1	人						
	5 その他の効果	1	人						
	6 特に効果はない	1	人						
④-2 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	25	人		④-2の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 33				
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	1	人						
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人						
	4 就職していない(進学も含む)	7	人						
⑤ 講座の全体評価	1 大変満足	18	人		⑤の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 34				
	2 おおむね満足	14	人						
	3 どちらとも言えない	2	人						
	4 やや不満		人						
	5 大いに不満		人						
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法									
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	・学生に対して随時、担当教員による個別指導を行っている。 ・看護師国家試験(厚生労働省実施)								
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	無								

専門実践教育訓練明示書

(3/4)

6. 受講効果の把握方法

(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	【本校学則第21条】 (単位の認定及び成績の評価) 単位は、成績の評価に合格した者に対し、所定の手続きを経て学校長が認定する。 1) 成績の評価は、試験または実習評価に基づき行う。 2) 評価の時期は、各科目終了時とする。 3) 評価は、「優」「良」「可」「不可」で表し、「優・良・可」を合格とする。 4) 単位の認定及び成績の評価に関し、必要なことは履修規程に定める。 【本校履修規程第12条】 (成績の評価の要件) 成績の評価は、次の出席時間数を満たした者を対象として行う。 1) 講義の場合: 科目総時間数の3分の2以上出席した者。 2) 臨地実習の場合: 科目総時間数の3分の2以上出席した者。 3) 追実習の場合: 追実習総時間数の3分の2以上出席した者。 4) 再実習の場合: 再実習総時間数の3分の2以上出席した者。 【本校履修規程第13条】 (成績評価の基準) 優(80点以上100点まで)良(70点以上80点未満)可(60点以上70点未満)不可(60点未満) 追試験・追実習の評点は、得点の80%として算定する。 再試験・再実習は、60点以上の場合は全て60点とする。
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	成績評価は、当科目の担当教員または実習担当教員等が履修規程第13条に規定した基準に基づき行う。
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	授業科目の履修及び単位の認定は、成績評価の基準をもって行う。
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	成績評価は、当科目の担当教員または実習担当教員等が履修規程第13条に規定した基準に基づき行う。

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	習得度、理解度の低い学生に対し随時、担当教員による個別指導を行っている。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人材情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・受験に向けての模擬試験の実施や、担当教員より随時助言・指導を行っている。 ・毎年、県内外より医療施設を招き、就職説明会を実施している。 ・校内に就職情報に関する資料室を設置している。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名	一般社団法人中部地区医師会			(代表者名: 中田 安彦)
住所及び連絡先	沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-584		TEL	098-936-8201
施設名称及び施設長名	中部地区医師会立 くしかわ看護専門学校		(学校長: 徳森 朝子)	
住所及び連絡先	沖縄県うるま市宇昆布長尾原1832-1		TEL	098-972-4600
苦情受付者	氏名 仲村文雄	所属 事務部 部長	事務担当者	氏名 仲村文雄 所属 事務部 部長
連絡先	TEL	098-972-4600	連絡先	TEL 098-972-4600

専門実践教育訓練 経費支払方法 両方	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ② + ③)	1,950,000	円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とする。)	第1期 300,000 円 ※入学次のみ	
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とする。)	第1期 325,000 円 第2期 225,000 円 第3期 325,000 円 第4期 225,000 円 第5期 325,000 円 第6期 225,000 円 (うち、必須教材費 0 円)	
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ②)	860,400	円
※授業料の前期・後期は納める時期が異なります。 ※割引、還元措置を受けた受講生は返還金明細書を買ってください。	① 施設維持費 (税込額)	600,000	円 ※3年間(2022年度)
	② その他 (教科書代、実習着、学生損害保険料、後援会費等) (税込 約)	260,400	円 ※3年間(2022年度)
	3. 総額 (1+2) (税込額) ※目安なので、増減あり	約 2,810,400	円

教育訓練給付制度の適切な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大3年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種書引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要となります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。（4）専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。